

大韓民国及び台灣を原産地とするポリエスチル短纖維について關稅定率法第八  
条第一項の規定により不当廉売關稅を課することを決定した件

○財務省告示第二百九十五号

大韓民国及び台灣産ポリエスチル短纖維に係る調査開始の件（平成十三年四月二十三日財務省告示第一百二十五号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査の結果、大韓民国及び台灣を原産地とするポリエスチル短纖維について、同条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年七月二十六日

財務大臣 塩川 正十郎

一 関税定率法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、型式及び特徴

(一) 品名 ポリエスチル短纖維

(二) 型式 関税定率法の別表第五五〇三・二〇号のうち、三・八ハデシテックスを超える二十一・二三デシテックス未満のもので、かつ、長さが二十五ミリメートル以上八十ミリメートル以下のもの。輸入統計品目表五五〇三・二〇・一〇に該当する。

(三) 特徴 主として、布団等の詰めわた等に用いられる。

二 関税定率法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国又は地域

大韓民国（以下「韓国」という。）及び台灣

三 関税定率法第八条第一項の規定により指定された期間

ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第二百六十二号）の施行の日から平成十九年六月三十日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 本件調査に係る物品（以下「調査対象物品」という。）

調査対象物品は、上記一に掲げる属性をもつ。調査対象物品は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）第二・六条の規定に照らして、基本的な物理的・化学的特性としてポリエチレンテレフタレートを主成分とし、特定の纖度、カット長を有しているものであり、用途、流通経路、製造工程、価格、代替性、本邦の産業の取扱い、関税分類の点も考慮した結果、新規品（いわゆるヴァージン品。以下同じ。）、再生品等を問わず、同種の产品と認められた。

(二) 本件調査の対象となる期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象物品の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事

項 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで

ロ 不当廉売された調査対象物品の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事

項 平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日まで

### 〔三〕 不当廉売の事実

調査対象物品のうち韓国、台灣を原産地とするものの供給者のうち、韓国の供給者五社（サム・シンセティクス・カンパニー・リミテッド（SAM YOUNG SYNTHETICS CO., LTD.）、デヤン・インダストリアル・カンパニー・リミテッド（DAE YAN INDUSTRIAL CO., LTD.）、ソンリム・カンパニー・リミテッド（SUNG LIM CO., LTD.）、ヒュビス・ローポレーション（HUVIS CORPORATION）及びサムフン・カンパニー・リミテッド（SAMHEUNG CO., LTD.）。以下「韓国供給者五社」という。）が不当廉売の事実の有無を判断するのに十分な証拠を提出し、現地調査によりその正確性が確認されたため、当該証拠を用いて不当廉売差額の率を算出した。

台灣の供給者三社（南亞塑膠工業股份有限公司、遠東紡織股份有限公司及び新光合成纖維股份有限公司。以下「台灣供給者三社」という。）は、証拠を提出したものの現地調査に同意しなかつた。また、韓国供給者五社及び台灣供給者三社以外の調査対象物品の供給者（以下「その他の供給者」という。）については、不当廉売の事実の有無を判断するのに十分な証拠を提出しなかつた。したがって、これらの供給者については、ダンピング防止協定第六・八条の規定に基づき、不当廉売差額の率を算出した。

イ 韓国産調査対象物品の不当廉売の事実

(1) 韓国産調査対象物品の正常価格

A 韓国供給者五社については、いずれも韓国における販売量が本邦向け輸出量の五パーセント以上であり、正常価格の決定に十分な量であると認められたため、当該五社の正常価格については原則として当該五社の韓国における販売実績に基づいて算定した。ここでいう正常価格は、ダンピング防止協定第二・四条の規定に基づき、物理的な特性等により区分した調査対象物品（以下「区分した調査対象物品」という。）を、工場渡し価格に調整したものである。また、韓国における販売が通常の商取引であるか否かを判別するため、生産費に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたもの（以下「コスト」という。）を算定し、区分した調査対象物品ごとに、販売量の二十パーセント以上がコストを下回る価格による販売（以下「コスト割れ販売」という。）であった場合には、通常の商取引でないものとしてこれを除き、残りの販売を基礎として正常価格を算定した。コスト割れ販売が販売量の二十パーセント未満の場合には、当該コスト割れ販売も正常価格の算定の基礎とした。区分した調査対象物品が韓国において販売されていない場合又は韓国における販売が全てコスト割れ販売であった場合には、その正常価格として、区分した調査対象物品に係るコストに通常の利潤を加えた価格を用いた。

B 韓国のその他の供給者が供給する区分した調査対象物品の正常価格については、ダンピング防止協定第六・八条の規定に基づき、証拠を提出した韓国供給者五社の区分した調査対象物品の正常価格を用いた。

(iv) 韓国産調査対象物品の本邦向け輸出のための販売価格

A 韓国供給者五社の調査対象物品の本邦向け輸出のための販売価格は、当該五社が提出した証拠に基づき、区分した調査対象物品について工場渡し価格に調整したものである。

B 韓国のその他の供給者については、ダンピング防止協定第六・八条の規定に基づき、これらの供給者からの調査対象物品に係る輸入通関実績を用い、これを工場渡し価格に調整した。

(v) 韓国産調査対象物品の不当廉売差額

韓国供給者五社については、上記(iv)の正常価格と(iv)の本邦向け輸出のための販売価格の価格差を求め、区分した調査対象物品との不当廉売差額を算出した。当該不当廉売差額を本邦におけるCIFベースの取引価格で除し、区分した調査対象物品との輸出量で加重平均することにより調査対象物品についての不当廉売差額の率を算出した。

その結果、サムファン・カンパニー・リミテッド (SAMHEUNG CO., LTD.) に係る調査対象物品について、不当廉売差額の率は六・〇パーセントであると認められた。

他の四社については、不当廉売の事実は認められなかつた。また、サムヨン・シンセティクス・カンパニー・リミテッド (SAM YOUNG SYNTHETICS CO., LTD.) については、ジャンウォン・ケミカル・ファイバー・カンパニー・リミテッド (JANG WON CHEMICAL FIBER CO., LTD.) 、セファ・テキスタイル・カンパニー (SAE HWAN TEXTILE CO.) 、ドンサン・インダストリー・カンパニー・リミテッド (DONG SAN INDUSTRY CO., LTD.) から仕入れ、日本に輸出している調査対象物品について不当廉売の事実は認められなかつた。

韓国のその他の供給者については、上記(イ)の正常価格と(ロ)の本邦向けの輸出のための販売価格の価格差について以上の算出方法により不当廉売差額の率を算出したところ、不当廉売差額の率は十三・五パーセントであると認められた。

ロ 台湾産調査対象物品の不当廉売の事実

(イ) 台湾産調査対象物品の正常価格

台湾産調査対象物品の正常価格は、台湾供給者三社から提出された証拠を一括して用い、上記イ(イ)Aの算出方法により算出した。

(ロ) 台湾産調査対象物品の本邦向け輸出のための販売価格

台湾産調査対象物品の本邦向け輸出のための販売価格は、台湾供給者三社から提出された

証拠を一括して用い、区分した調査対象物品について工場渡し価格に調整したものである。

#### (iv) 台湾産調査対象物品の不当廉売差額

台湾供給者三社について、上記(i)の正常価格及び(iv)の本邦向け輸出のための販売価格を用い、上記(i)の算出方法により不当廉売差額の率を算出した。

その結果、当該三社について、不当廉売差額の率は十・三パーセントであると認められた。

輸入通関実績によれば、台湾供給者三社からの調査対象物品の輸入量が、台湾からの調査対象物品の輸入量全体の九十六パーセントを占めていることから、台湾のその他の供給者については、ダンピング防止協定第六・八条の規定に照らして、台湾供給者三社の不当廉売差額の率を用いることとした。

#### (四) 不当廉売輸入による損害の事実

##### イ 韓国及び台湾からの不当廉売輸入の及ぼす影響の評価

輸入品の競合状態等から、ダンピング防止協定第三・三条の規定に基づき、韓国及び台湾からの不当廉売輸入の及ぼす影響を累積的に評価するものとした。

##### ロ 不当廉売輸入量

調査対象物品の韓国及び台湾からの不当廉売輸入量は、調査対象期間中、三十八・八パーセ

ント増加した。

また、当該輸入量が国内需要量に占める割合は、平成十年度の五・九パーセントから平成十二年度の七・八パーセントへ増加した。

国内需要量 (トン)	不當廉売輸入量合計 (トン)	平成十年度		平成十年度→平成十二年度 二年
		平成十一年度 (五・九パーセント)	平成十二年度 (一一・三パーセント)	
七九、一〇五 トン	四、六五九ト ン	九、四六六ト ン	六、四六五ト ン	十三八・八パーセン ト
八四、〇八三 トン	(七・八パーセント)	(七・八パーセント)	(十一・九ポイント )	(十一・九ポイント )
八二、七〇二 トン	十四・五パーセント	十四・五パーセント	十四・五パーセント	十四・五パーセント

調査対象期間中における調査対象物品の国内販売価格につき、国産品と不当廉売された韓国産品及び台湾産品を比較したところ、不当廉売された輸入品の価格は国産品の価格を常に下回つており、価格差も相当程度存在していた。

台湾産品販売価格	韓国産品販売価格	平成十一年度		平成十一年度→平成十二年度 年度変化率
		平成十一年度	平成十二年度	
一五八・四円 ／キログラム	一三七・一円 ／キログラム	二〇〇・六円 ／キログラム	一八五・三円 ／キログラム	一七五・一円 ／キログラム
一三八・八円 ／キログラム	一三〇・一円 ／キログラム	一一〇・一円 ／キログラム	一一三・七円 ／キログラム	▲一ニ・七パーセント
一三八・九円 ／キログラム	▲一ニ・三パーセント			

## 二 本邦の産業の状況

調査対象期間中における本邦の産業の調査対象物品に係る状況について、以下の指標を含め、ダンピング防止協定第三・四条に規定する全ての指標について検討を行つた。これらの指標の検討に当たつては、帝人株式会社、東レ株式会社、株式会社クラレ、東洋紡績株式会社及びユニチカファイバー株式会社の五社（以下「本邦生産者五社」という。）を調査の対象とした。この調査においては、ユニチカファイバー株式会社、日本エスティル株式会社及びユニチカ株式会社の間に、資本的結合、人的結合等があることから、これら三社を一つの企業集団とみなし、ユニチカファイバー株式会社に係る指標を算出した。五〔一〕のとおり、本邦生産者五社は不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号。以下「不当廉売関税政令」という。）第四条に規定する「本邦の産業」の要件を満たすものと認められた。

調査対象期間中、本邦生産者五社の売上高は百四十二億円から百二十九億円に八・九パーセント減少し、営業利益は一億円の黒字から四億円の赤字に、経常利益は六百万円の黒字から五億円の赤字に転じた。投資収益率は著しく減少し、資金流入入は十一億円の流入から一億円の流出に転じた。また、国産品の市場占拠率、製造関連労働者数及び一人当たり賃金が減少し、在庫量が増加した。販売量、生産量、稼働率は増加したが、国産品価格の低下等を踏まえると、本邦の産業の損害を否定するものではないと認められた。以上の検討の結果、調査対象物品

に係る本邦生産者五社の状況は悪化しているものと認められた。

					平成十一年度	平成十二年度	平成十一年度→平成十二年度
		売上高	営業利益	経常利益	ト	ト	ト
ト	二七パーセン	六百万円	一億円	ト	一四二億円	一三〇億円	ト
ト	四一パーセン	八一百万円	二億円	ト	一二九億円	一二九億円	ト
ント	▲七九パーセ	円	▲四六五百万	▲四億円	ト	▲八・九パーセン	ト
	正→負		黒字→赤字	黒字→赤字			十二年度

販売量	在庫量	一人当たり賃金	製造関連労働者数	市場占拠率	資金流出入
トン 七一・五四二	トン 一一・三三九	五五・三万円	一八四人	九〇・四パー セント	一一億円 一二億円 ▲一億円
トン 七〇・六五一	トン 一一・一五七	五四・一万円	一七二人	八四・〇パー セント	八四・〇パー 八九・一パー ▲一・三ポイント
トン 七三・六八七	トン 一二・四六七	五三・九万円	一七七人	八九・一パー セント	八九・一パー 八九・一パー ▲一・四パー セント
ト 十三・〇パー セント	ト 十九・九パー セント	ト ▲二・五パー セント	ト	ト	流入→流出

	平成十一年度	平成十二年度	平成十一年度→平成十二年度 年度変化率
--	--------	--------	------------------------

生産量	七三・八八二	七一・二八七	七五・六六四	十二・四パーセン
稼働率	トン	トン	トン	ト
	二三パーセン	二一パーセン	二四パーセン	ト
			ト	ト

ホ 不当廉売輸入と本邦の産業の損害との因果関係

(イ) 不当廉売輸入の本邦の産業への影響

A 調査対象期間中、不当廉売された韓国産品の販売価格は十七・〇パーセント、台湾産品の販売価格は十二・三パーセント低下したところ、国産品の販売価格は十二・七パーセント低下しており、韓国産品及び台湾産品と同様の傾向が認められた。

不当廉売された韓 国産品販売価格	一三七・一円 ／キログラム	一一〇・一円 ／キログラム	一一三・七円 ／キログラム	▲一七・〇パーセント
不当廉売された台 湾産品販売価格	一五八・四円 ／キログラム	一三八・八円 ／キログラム	一三八・九円 ／キログラム	▲一一・三パーセント
国産品販売価格	一〇〇・六円 ／キログラム	一八五・三円 ／キログラム	一七五・一円 ／キログラム	▲一一・七パーセント

B 調査対象物品の価格競合性は高く、韓国産品及び台湾産品と国産品とは流通経路が同じで、混合して使用されることが少くないため、国産品と輸入品との間での競合状態が認められ、また、調査対象物品を生産する本邦の生産者等に対する質問状への回答や本邦の生産者に対する現地調査の結果から、安い輸入品価格を引合いに出して国産品の値下げ要求が行われていたことが認められた。

C 以上により、韓国産品及び台湾産品の不当廉売輸入が国産品の販売価格の低下をもたらし、結果として本邦の産業の状況に影響を及ぼしていると認められた。

(iv) 不当廉売輸入以外の要因の影響

ダンピング防止協定第三・五条の規定に基づき、本件調査に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）の意見等を踏まえ、本邦の産業に損害を与えていた可能性のある不当廉売輸入以外の要因について検討した。

A 韓国及び台湾からの不当廉売されていない輸入の量は不当廉売輸入量と比較して小さく、その影響は限定的であると認められた。

韓国及び台湾以外からの調査対象物品の輸入はインドネシアとアメリカ合衆国（以下「米国」という。）からの輸入が大宗を占めているが、インドネシアからの輸入は、輸入全体に占める割合が極めて小さく輸入価格も上昇傾向にあることから、その影響は限定的であると判断され、米国からの輸入量は調査対象期間を通じて減少し、かつ、輸入価格は韓国及び台湾からの輸入品並びに国産品の価格より著しく高いことから、米国からの輸入の影響は限定的であると判断された。したがって、韓国及び台湾以外からの輸入は本邦の産業に実質的な損害を与えていないと判断された。

平成十一年度
平成十二年度

韓国からの不当廉売されていない 輸入量 (調査対象物品総輸入量に占める 割合)	九四〇トン (一三・一パー セント)	九一九トン (七・一パーセ ント)	一・一〇七トン (一一・七パーセ ント)
韓国及び台湾以外からの輸入量 (調査対象物品総輸入量に占める 割合)	七六・九円／キログラム 一・六〇二トン (一一・二パー セント)	六四・〇円／キログラム 二・五九四トン (一一・〇パー セント)	七二・八円／キログラム 一・一三三トン (一三・〇パー セント)
同輸入価格 割合	二七六・三円／キログラム 一七七・一円／キログラム	三〇〇・三円／キログラム	
インドネシアからの輸入量	三三一トン 一・三三三トン 二三三トン		

(調査対象物品総輸入量に占める 割合)	(四・五パーセント)		(一〇・三パーセント)		(二・六パーセン	
	同輸入価格	六九・二円／キログラム	六二・七円／キログラム	八三・一円／キログラム	(四・五パーセント)	(一〇・三パーセント)
米国からの輸入量 (調査対象物品総輸入量に占める 割合)	一・一四七トン (一五・九パー	一・一四九トン (八・九パーセ	一・一四九トン (八・九パーセ	八八七トン (一〇・二パーセ	(一〇・三パーセ	(二・六パーセン
同輸入価格	三五二・六円／キログラム	三一三・〇円／キログラム	三五七・九円／キログラム	八八七トン (一〇・二パーセ	(一〇・三パーセ	(二・六パーセン
韓国・台灣からの不当廉売輸入量 (調査対象物品総輸入量に占める 割合)	四・六五九トン (六四・七パー	九・四六六トン (七二・九パー	六・四六五トン (七四・三パー	六・四六五トン (七四・三パー	(一〇・三パーセ	(二・六パーセン

同輸入価格	一〇七・八円／キログラム	八三・八円／キログラム	九一・二円／キログラム
調査対象物品総輸入量	七・二〇一トン	一二・九七八トントン	八・七〇五トン

B 中華人民共和国（以下「中国」という。）からの布団の輸入の増加が国内における調査対象物品の需要の低下をもたらし、国内価格の低下を引き起こしているとの見解があることから、その事実の有無について調査し検討したが、調査対象期間中、中国からの布団の輸入が著しく増加しているにもかかわらず、調査対象物品の国内需要量はむしろ増加しており、また、布団の生産者は中国からの布団の輸入よりも韓国産及び台灣産の調査対象物品の価格を引き合いにして値下げ要求を行っていたことが確認されたこと等から、中国からの布団の輸入の増加が本邦の産業に実質的な損害を与えたという事実は肯定できない。

平成十年度	平成十一年度	平成十二年度	平成十年度→平成十
-------	--------	--------	-----------

中国からの布団の推定輸入量	調査対象物品国内需 要量	二年 度変化率
五,八五九ト ン	七九,一〇五 トン	一四,一二五 ナ ント
九,五二〇ト ン	八四,〇八三 トン	一四,一四一 一 ナ ント
一四,一二五 ナ ント	八二,七〇二 トン	ナ ント
ナ ント	十四・五パーセント	

C 本邦の生産者の商慣行、本邦の生産者同士の競争、輸出実績及び為替の変動については、本邦の産業に実質的な損害を与えたという事実は肯定できない。

(イ) (イ)及び(ロ)より、不当廉売輸入と本邦の産業の損害との因果関係が認められた。

ヘ 不当廉売輸入による損害の事実についての結論

以上から、不当廉売された調査対象物品の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められた。

(五) 不当廉売関税を課するか否かの決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の

開示後の反論等に対する検討結果

ダンピング防止協定第六・九条及び不当廉売関税政令第十五条の規定に基づき、重要事実を利害関係者に対し書面により通知し、利害関係者からの反論等を受け付け、五回のとおり慎重に検討を行つた結果、重要事実を変更する必要はないものと認められた。

#### (六) 結論

以上から、韓国産及び台湾産調査対象物品について、不当廉売の事実及び不当廉売輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えた事実があり、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不当廉売の事実が認められない韓国の四社を除き、〔イ〕及び〔ロ〕の不当廉売差額の率により不当廉売関税を課すことが決定された。

#### 五 その他参考となるべき事項

##### (一) 申請者が本邦の産業に有する利害関係に関する事項等

申請者（帝人株式会社、東レ株式会社、株式会社クラレ、東洋紡績株式会社及びユニチカファイバー株式会社）の同種の產品の生産量の合計が国内総生産量に占める割合は二十五パーセントを上回ること等、ダンピング防止協定第五・四条及び不当廉売関税政令第五条に規定する要件が認められることから、申請者は、本邦の産業に利害関係を有する者に該当し、本件についての申請適格性を有すると認められた。また、当該割合は五十パーセントを上回り、「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に照らして、ダンピング防止協定第四・一

条に規定する「国内総生産高の相当な部分」及び不当廉売関税政令第四条に規定する「相当の割合」を占めていると認められること等から、ダンピング防止協定第四・一条に規定する「国内産業」及び不当廉売関税政令第四条に規定する「本邦の産業」に該当すると認められた。

	平成十一年度	平成十二年度
本邦生産者五社生産量合計 (国内総生産量に占める割合)	七三・八八二ト ン (七五・〇パー セント)	七一・二八七ト ン (六九・七パー セント)
国内総生産量	九八・四六四ト ン トン	一〇一・二一六 一〇六・七七六 トン

## (二)

### イ 調査の経緯

#### イ 課税申請及び調査開始

平成十三年二月二十八日、申請者は、韓国産及び台湾産調査対象物品に対する不当廉売関税を課すことを求める申請書を政府に提出した。

平成十三年四月二十三日、政府は、ダンピング防止協定第五・三条及び関税定率法第八条第五項の規定に照らし検討した結果、申請者の求めが調査を正当とするための十分な証拠を備えており、かつ、必要が認められると判断して、調査を開始することとし、官報で告示し、利害関係者に対し書面により通知した。

口 質問状の送付及びこれに対する回答

平成十三年五月、韓国及び台湾の供給者、調査対象物品を生産する本邦の生産者、調査対象物品の輸入実績のあつたことが認められた輸入者及び本邦の産業上の使用者（以下「利用者」という。）に対し質問状を送付し、複数の利害関係者から証拠等の提出がなされた。

ハ 対質

一部の台湾供給者からの申出により申請者との対質を平成十三年十月に実施した。

二 現地調査

供給者に対する質問状に対し不当廉売輸入の有無を決定するのに十分な回答を提出した韓国供給者四社（サムヨン・シンセティクス・カンパニー・リミテッド（SAM YOUNG SYNTHETICS CO., LTD.）、デヤン・インダストリアル・カンパニー・リミテ

ツヂ (DAE YANG INDUSTRIAL CO., LTD.) 、ソンリム・カンパニー・コムテック (SUNG LIM CO., LTD.) 及びヒュビス・コーポレーション (HUVIS CORPORATION) ) に対し、平成十四年一月、現地調査を行つた。

台灣供給者三社に対し、平成十三年十一月に、現地調査実施への同意を求める通知文を送付したが、当該三社は現地調査に同意しなかつた。

また、平成十三年十一月から十二月にかけて本邦の生産者及び輸入者に対して現地調査を行つた。

#### ホ 未回答供給者等への回答の再依頼

平成十三年五月に送付した供給者に対する質問状に対して回答していない供給者及び回答したがその内容が不十分な供給者に対して、平成十四年三月、回答を再度依頼する文書を送付した。これらの結果、一部の供給者より回答がなされた。

#### ヘ 調査期間の延長

上記ホの回答がなされたことから、その検討のため、調査期間を二箇月間延長し、その旨官報で告示した。当該供給者に対し、五月に現地調査を行つた。

#### ト 重要事実の開示

平成十四年六月十四日、ダンピング防止協定第六・九条及び不当廉売関税政令第十五条の規

定に基づき、重要事実を利害関係者に書面により通知し、七月一日を期限として反論等を受け付けたところ、一部の利害関係者から反論等が提出された。当該反論等に対しては、調査当局の見解を通知した。

(3)

重要事実の開示に対する利害関係者の反論等及びこれを採用しないものとした理由  
イ 利害関係者の反論等の概要

重要事実の開示に対して利害関係者から概要以下のように反論等がなされた。

(1) 一部の利害関係者の正常価格の算定に関し、当該利害関係者の回答の一部を調査当局が証拠として採用しなかったところ、当該利害関係者から新たな資料が提出され、当該資料を用いて正常価格を算定すべきであるとの主張がなされた。また、当該利害関係者の回答の一部を証拠として採用しなかったことについて、十分な手続を尽くしておらず不当であるとの意見が別の利害関係者よりなされた。

(2) 不当廉売の事実が認められないとされた供給者うち一社は、調査対象期間中に分社化により新設された会社であるため、分社化前の資料も含めて不当廉売の有無を認定すべきとの反論があつた。

(3) 台湾供給者三社は現地調査を拒否しているため、これらの供給者の回答の資料は一切用いるべきではなく、回答以外に調査当局が知ることができた事実により不当廉売の有無を認定

すべきとの反論があつた。

(二) 次に掲げる理由等から、新規品と再生品は同種の產品ではないため、これらを區別して不当廉売の事実及び不当廉売輸入が本邦の産業に与える實質的な損害の事実について調査を行うべきであるとの反論があつた。

A 再生品の大部分については新規品と物理的・化学的特性が明確に異なつており、また新規品と異なり付加的な機能を有する製品は無い。

B 新規品の多くが本邦の生産者の関係会社に販売されているが、再生品についてはそのような事情が無く、流通経路に差異がある。

C 製造工程に関し、新規品は重合工程と延伸工程を経て生産されるのに対し、再生品については重合工程が無いという差異がある。

D 再生品の大部分は新規品より価格が著しく低い。

E 再生品は外部から見えない用途に限つて使用され、再生品と新規品の相互間に代替性はない。

F 新規品と再生品が同種の產品であるか否かの判断に当たつては、生産者のみならず利用者の認識を考慮すべきであり、利用者は新規品と再生品を異なるものと認識している。

G 調査当局は再生品を含む調査対象物品全体が同種の產品であると判断した理由の一つと

して、関税分類が同一であることを挙げたが、韓国及び台灣産のポリエスチル短纖維に対する米国による不当廉売関税の課税において、関税分類が同一であるにも関わらずポリエスチル短纖維の一部を同種の产品ないとした例がある。

(b) 本件課税申請を支持しているのは新規品を生産する本邦生産者五社だけであり、当該課税申請に基づいて再生品を含めて調査を行うことは不当であるとの反論があつた。

(c) 本邦の産業の損害を、本邦生産者五社の資料のみにより算定したのは不当であり、全生産者の資料を用いるべきであるとの反論があつた。

(d) 本邦生産者五社の状況に係る指標の中で、調査対象期間中ほとんど変化のない項目や改善している項目も多く、本邦の産業に実質的な損害は存在しないとの反論があつた。

(e) 本邦の生産者は国産品の価格を自ら引き下げたのであり、不当廉売輸入が原因ではないとの反論があつた。

(f) 調査期間を三箇月間延長したことの適切性に關し疑問があるとの意見があつた。

(g) 回答能力の無い中小企業まで調査対象とし、結果的に高い不当廉売差額の率を算定したことは不當であるとの反論があつた。

□ 利害関係者の反論等を採用しないものとした理由

上記イに掲げる利害関係者の反論等につき、慎重に検討を行つた結果、以下の理由から、こ

これらの反論等は採用しないものとした。

(イ) イ(イ)について

当該利害関係者が提出した新たな資料は、現地調査までに十分に提出する機会があつたにもかかわらず提出されなかつたものであること、当該利害関係者から既に提出されていた回答との矛盾があること等から、証拠として採用できないものと認められた。この過程においては、平成十三年五月に質問状を送付した後も、平成十四年三月に当該利害関係者を含む未回答の供給者等に対し回答を再度依頼し、これに対し提出された追加的な証拠の検討等を行うために調査期間を延長する等、十分な手続が尽くされた。

(ロ) イ(ロ)について

当該供給者の分社化前の会社は当該供給者とは別の会社であり、新設会社のみの資料に基づいて不当廉売の有無を調査し、結果として不当廉売の事実がないと判断したことは適当であると認められた。

(ハ) イ(ハ)について

当該三社からの調査対象物品の輸入量は、台湾からの調査対象物品の輸入量全体の九十六パーセントを占めていること等から、調査当局が知ることができた最善の情報として、当該三社の回答を一括して用いることにより不当廉売の有無を認定することが適当と認められた

(二) イ(二)について

次に掲げる理由等から、新規品と再生品は同種の產品であると認められた。

- A 新規品と區別が困難な再生品も多数存在し、新規品と再生品の間に基本的な物理的・化学的特性の違いは無いと認められ、また再生品についても、付加的な機能を有する製品があることが認められる。
- B 利用者の多くは新規品と再生品の両方を取り扱つており、反論で指摘されたように関係会社であるか否かによって區別するという実態はなく、流通経路の差異は認められない。
- C 再生品についてもその原材料は既に重合工程を経ており、その意味において、製造工程は共通している。
- D 新規品と再生品の販売価格帶には重なりが認められる。また、調査対象物品は価格競合性が高く、新規品と再生品も市場において競合していることが確認されていることから、販売価格にある程度の差異があつても同種の產品として取り扱うことが適切と認められる。
- E 再生品にも、新規品と外見上区別の困難なものがあり、外部から見えない用途に限つて使用されるとはいえない。利用者に対して質問状を送付し回答を分析した結果、新規品と

再生品の間に代替性があるとする回答が大部分を占めた。

F 上記Eのとおり、利用者に対し質問状を送付し回答を分析した結果、利用者の認識に照らしても、新規品と再生品を同種の产品とすることが適切と認められた。

G 関税分類は、品目の客観的な性質等により国際的に認められた基準であり、同種の产品的判断要素として適切である。米国がポリエスチル短纖維の一部を同種の产品でないとしめたのも、新規品と再生品の区別によるものではなく、諸外国における韓国産及び台湾産のポリエスチル短纖維に対する不当廉売関税の課税に際しては、新規品と再生品は同種の产品として扱われている。

(4) イ(4)について

上記のとおり、新規品と再生品は同種の产品と認められ、当該調査対象物品について申請者五社で国内生産量の五十パーセント以上を占めていること等から、ダンピング防止協定第五・四条及び不当廉売関税政令第五条の規定に照らし、課税申請の要件を満たすことは明らかであるものと認められた。

(4) イ(5)について

本邦生産者五社で国内生産量の約七十パーセントを占めており、ダンピング防止協定第四・一条に規定する「国内総生産高の相当な部分」を満たしていると認められた。また、本邦

生産者五社以外の本邦の生産者は、損害の全ての指標について十分な情報を提供していないため、これらを含めると各指標ごとに根拠となる情報の範囲が異なることとなり、適当でないものと認められた。

(ト) イトについて

不当廉売輸入の影響により国内販売価格が大幅に低下し、本邦生産者五社の営業利益及び経常利益が黒字から赤字に転落するなど、重要な項目について損害が顕著に示されており、また、国内販売量の増加等、一見改善しているとみられる指標も、価格が大幅に低下している状況下では、経営状況の改善を意味するものではなく、損害を否定するものではないと認められた。

(チ) イチについて

生産者や利用者に対する質問状への回答等の資料を検討した結果、利用者が輸入品価格を引き合いに出して本邦の生産者に対し値下げ要求を行っていたことが確認されること等から、本邦の生産者が価格を引き下げたことには不当廉売輸入品の価格低下が強く影響していると認められた。

(リ) イリについて

可能な限り慎重かつ公正な手続を踏むために、質問状への回答がない供給者及び回答した

がその内容が不十分であった供給者に對して回答を再度依頼した結果、新たな証拠が提出され、その十分な検討を行うために調査期間を三箇月間延長することが必要であったと認められた。

(又) イ(又)について

ダンピング防止協定第六・一〇条等の規定に基づき、知り得るすべての利害関係者を調査対象としたところである。回答が困難であるとする供給者に對しては、回答期限の延長等、可能な限り配慮を行つた。

(四) 新規供給者

平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に調査対象物品を本邦に輸出しなかつた供給者は、関税定率法第八条第十二項の規定により、十分な証拠を提出し、当該供給者に係る物品に課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。